

## 議案第40号

あきる野市都市計画税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年6月7日

提出者 あきる野市長 澤井敏和

### 提案理由

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）等の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市都市計画税条例の一部を改正する条例

あきる野市都市計画税条例（平成7年あきる野市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、第23項、第24項」を「、第22項から第24項まで」に、「又は第30項から第33項まで」を「から第31項まで、第33項又は第34項」に改める。

附則中第16項を第17項とし、第15項を第16項とする。

附則第14項中「若しくは第42項」を「、第42項若しくは第45項」に、「第30項から第33項まで」を「第34項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第13項中「附則第3項及び第5項」を「附則第4項及び第6項」に、「附則第3項及び第6項」を「附則第4項及び第7項」に、「附則第4項、第6項及び第7項」を「附則第5項、第7項及び第8項」に、「附則第6項から第8項まで」を「附則第7項から第9項まで」に、「附則第8項」を「附則第9項」に、「附則第9項から第11項まで」を「附則第10項から第12項まで」に、「附則第10項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第12項の前の見出しを削り、同項を附則第13項とし、同項の前に見出しとして「（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）」を付する。

附則第11項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項の前の見出しを削り、同項を附則第10項とし、同項の前に見出しとして「（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第8項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項中「附則第3項」を「附則第4項」に、「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第6項中「附則第3項」を「附則第4項」に、「第20項」を「第19項」に改め、

同項を附則第7項とする。

附則第5項中「附則第3項」を「附則第4項」に、「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第4項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第3項の前の見出しを削り、同項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第4項とし、同項の前に見出しとして「(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)」を付する。

附則第2項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条第42項の条例で定める割合)

- 3 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は、5分の4とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のあきる野市都市計画税条例(次項において「新条例」という。)の規定は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第3項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第42項に規定する家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用する。